

横須賀市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和7年（2025年）3月
民生局福祉こども部地域福祉課

目次

| | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の方向性 | 3 |
| 3 | 法が定める各事業に位置付ける本市の事業 | 4 |
| 4 | 計画の推進体制等 | 8 |

資料編

| | | |
|--|-----------------|---|
| | 《関係団体等からのヒアリング》 | 9 |
|--|-----------------|---|

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

本市では、高齢者人口の増加やそれに伴う「8050問題」（高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況）といった、さまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースや、介護、子育て、障害、生活の苦しさ、ひきこもりなどの課題が複雑化・複合化したケースの課題を解決するため、令和2年（2020年）4月に福祉分野の総合相談窓口として、「ほっとかん」を設置しました。

国もこのような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設しました（令和3年（2021年）4月1日施行）。

本市が「ほっとかん」を設置してから5年が経過する間には、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）が流行しました。

コロナ禍においては、いわゆる「3密」を避ける新しい生活様式が奨励されましたが、人と人との関わりが大きな役割を果たす福祉の分野においては、ケースの課題に気づきにくくなり、かつ、気づいた時には深刻な事態を招いていることが増えていました。また、社会活動や生活様式の変化により、従来の福祉制度の要件には合致しないが、生活に困るケースも増加しています。

このように、これまで国が対象者の属性ごとに整備してきた公的な支援制度の活用だけでは十分な支援ができないケースも増加しており、多機関が連携する新たな支援体制の構築が求められるようになりました。

本市においても、複雑化・複合化したケースの課題解決を進めるため、令和7年度から重層的支援体制整備事業を活用していくこととしました。

(2) 基本理念

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

相談しやすい相談支援体制づくり、全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主役として自律的に社会参加することができる環境づくり、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる環境づくりを進めていきます。

(3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」と記載。）第 106 条の 5 の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

本市では、「横須賀市地域福祉計画（横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む）（以下、「地域福祉計画」という。）で掲げる基本理念「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するための実施計画として位置付けています。

(4) 計画期間

本計画は地域福祉計画と計画期間の終期を合わせるため、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間を計画期間とします。

(5) 本市における重層的支援体制の全体像

身近な相談支援機関に相談した際に、適切な相談支援機関が紹介される相談支援体制の整備、「8050問題」など複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

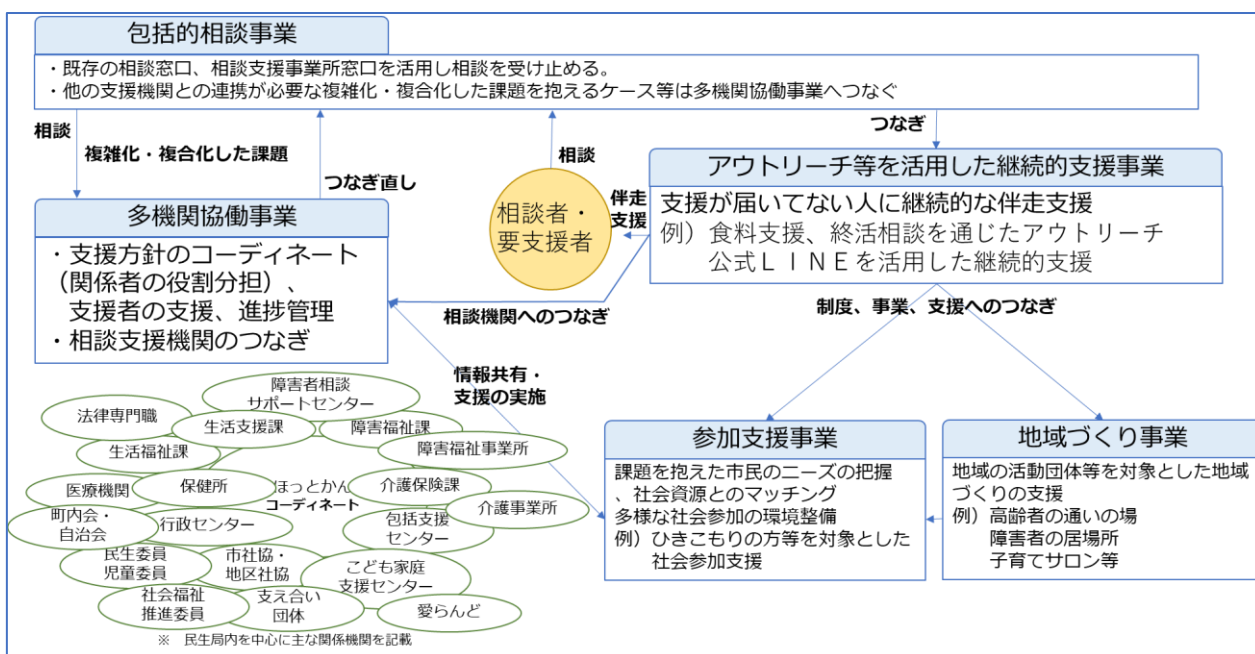
2 計画の方向性

「8050問題」など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

また、本事業の基本理念である「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現は、行政のみで成し遂げることはできません。

このため、地域住民及び関係機関との相互協力を円滑に進めることができるよう地域課題の解決に資する支援の在り方について意見交換を行いながら体制整備を進めてまいります。

《図表1 本市における重層事業のイメージ》



3 法が定める各事業に位置付ける本市の事業

(1) 相談支援体制について

包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- 支援機関のネットワークで対応する。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。

| 事業名（担当課） | 実施体制等 |
|--|--|
| 地域包括支援センター運営事業（地域福祉課） | 委託（地域包括支援センター 12か所） ・高齢者等に対する総合相談・支援業務等 |
| 高齢者虐待防止事業（地域福祉課） | 直営及び委託（地域包括支援センター 12か所） ・高齢者に対する権利擁護業務等 |
| 障害者相談支援事業（障害福祉課） | 直営及び委託（障害者基幹相談支援センター） ・障害者に対する総合的・専門的相談支援 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ほか |
| 利用者支援事業（子育て支援課、地域健康課、こども家庭支援課） | 直営及び委託（愛らんど 7か所） ・子ども・子育て支援に関する情報提供や相談支援等 直営 ・サポートプランの作成及びプランに基づく支援 ・妊婦等に対する包括相談支援等 ・児童虐待の未然防止や重篤化を防ぐため、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的相談支援業務等 ・こども・青少年とその保護者に対する相談支援業務等 ・妊産婦等に対する伴走型相談支援 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 住宅確保給付金、家計改善支援事業（生活支援課） | 直営及び委託（公社 コスモス成年後見サポートセンター神奈川支部横須賀地区） ・生活困窮者の自立相談に関する相談支援、住宅確保給付金の支給等 |

(2) 地域づくりについて

地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

- 属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。協働につなげる。

| 事業名（担当課） | 実施体制等 |
|----------------------------|---|
| 地域介護予防活動支援事業（福祉総務課、健康増進課） | 直営 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防活動を行うボランティアの育成 ・住民主体による地域活動への支援 委託（12 地域包括支援センター） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の実施 |
| 生活支援体制整備事業（福祉総務課） | 直営及び委託（地域包括支援センター 12 か所） <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置、地域支え合い協議会の設置等 |
| 地域活動支援センター機能強化事業（障害福祉課） | 委託（地域活動支援センター I 型 2 か所） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者への創作的活動、生産活動の機会の提供（相談支援事業所と併設で運営） |
| 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課） | 委託（愛らんど 7 か所） <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及びその保護者が交流を行う場、子育て相談及び情報提供等 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活支援課） | 直営及び委託（（特非）こどもの夢サポートセンター） <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり者が社会への一歩を踏み出すための居場所の提供 ・就労が困難な方々に対し、スキル向上や職業体験を提供し、安定した就労を支援 ・家計の見直しや管理方法のアドバイスを通じて、経済的自立と安定を支援 委託（（特非）こどもの夢サポートセンター他 4 団体） <ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困難な状況にある子どもに対し、学習機会や環境を提供し、学力向上と将来の自立を支援 |

(3) 社会参加支援について

参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

- 社会とのつながりを作るための支援を行う。
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

| 事業名（担当課） | 実施体制等 |
|--------------------|--|
| 生活困窮者自立支援事業（生活支援課） | 委託（(特非) こどもの夢サポートセンター） ・ひきこもり者及び家族に対し、アウトリーチによる相談支援事業 |

(4) アウトリーチ等による継続的な支援について

アウトリーチ等事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

- 支援が届いていない人に支援を届ける。
- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

| 事業名（担当課） | 実施体制等 |
|-----------------------|--|
| 地域自立生活・終活等支援事業（地域福祉課） | 直営 委託（NPO 法人みらいじぶん生活・らしく） ・食料支援等 |
| 重層的支援事業（地域福祉課） | 直営 ・LINE 等を活用した相談の実施 |

(5) 多機関協働について

多機関協働事業及び支援プランの策定

(法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号)

- 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。
- 支援関係機関の役割分担を図る。

| 事業名 (担当課) | 実施体制等 |
|--------------------|---|
| 重層的支援事業 (地域福祉課) | 直営 ・ほっとかんにおけるコーディネート機能の充実 ・A I 等を活用した相談支援の充実 ・支援会議の開催 ・重層的支援会議の開催 |

《図表 2 支援会議と重層的支援会議》

| 名称 | 支援会議 | 重層的支援会議 |
|------|--|--|
| 会議内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報共有や支援方針の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者等に対する個別の支援プランの決定、適切性の評価 ・支援会議によって得られた地域生活課題の解決のため、社会資源の開発等に向けた取組を検討 |
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、市社協、相談支援機関、サービス提供事業所、医療機関、学校等 ※支援対象者の状況等により適切な構成員を選定 | 同左 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の会議体（地域ケア会議、生活困窮者自立支援調整会議等）と重複する部分についても支援会議に位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業、参加支援事業、継続的支援事業を利用するに当たってはプランを策定 |

4 計画の推進体制等

(1) 評価指標の設定

本計画は、地域福祉計画に掲げる基本理念「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するため本市が実施する、包括的相談支援、地域づくり、参加支援、継続的支援、多機関協働の各事業をとりまとめた実施計画です。

このため、掲載されている各事業の多くは福祉分野をはじめとした各個別計画において、各事業の具体的な目標や評価指標を設定しています。

以上のことから、各個別計画における具体的な目標や評価指標をもって本計画における目標や評価指標としています。

(2) 推進体制

本計画の基本理念「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するためには、福祉分野を超えた他の政策分野との連携・協力が不可欠です。

本計画は、地域福祉計画に掲げる基本理念を実現するための手段として策定していることから、地域福祉計画の改定に合わせて見直しを行うこととします。

なお、個別の事業については、引き続き関係する会議体等で報告を行うこととします。

資料編

《図表3 関係団体等からのヒアリング》

| | 関係団体名称 | 会議名称 |
|------------|----------------|-------------------------|
| 令和6年6月17日 | 横須賀市社会福祉協議会 | 個別会議 |
| 令和6年6月21日 | 地域包括支援センター | 令和6年度第1回地域包括支援センター情報交換会 |
| 令和6年8月30日 | 相談支援事業所全体会 | G S V (グループスーパービジョン) |
| 令和6年9月18日 | 地域支え合い協議会 | |
| 令和6年9月24日 | 社会福祉審議会 | 福祉専門分科会 |
| 令和6年10月17日 | 社会福祉審議会 | 高齢福祉専門分科会 |
| 令和6年12月17日 | 障害とくらしの支援協議会 | 実務者会議 |
| 令和7年1月9日 | 横須賀市居宅支援事業所連絡会 | 幹事会 |
| 令和7年1月17日 | 社会福祉審議会 | 全体会 福祉専門分科会 |

横須賀市重層的支援体制整備事業 実施計画（令和7年3月）

横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課

e-mail cbw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

直通 046-822-9613

ファクス 046-827-8158